

平成29年11月28日

## データ同友会詩吟サークル規約

1. (名称) 本サークルは「データ同友会詩吟サークル」と称する。
2. (目的) 詩吟を通して円満な人格の向上、および会員相互の親睦を図る。
3. (設立趣旨) 高齢化時代の現在、詩吟は一時のブーム（1970年代）の様相ではないが、高齢世代を中心に静かに根強く活動している。それは吟道と呼称されているように伝統芸能の「道」一つとして高く評価されている。各詩吟流派の詩吟知識や漢詩鑑賞などを愛好する方々との輪の中で、会員相互の親睦を深めることとしたい。
4. (会員) 本サークルは原則としてデータ同友会会員をもって構成する。
5. (事業) 本サークルは2項の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - ① 会員親睦会、漢詩研究会の実施
  - ② 各流派吟詠大会の見学
  - ③ その他必要と認める事業
6. (役員) 本サークルに次の役員を置く。
  - ① 代表
  - ② 副代表
  - ③ 事務局長
7. (任務) 役員は次の任務を行う。
  - ① 代表はサークルを代表し、全般を統括する。
  - ② 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき任務を代行する。
  - ③ 事務局長は各事業の実務を遂行する。
8. (会議) 全体会議は懇親会を兼ねて毎年12月の懇親会において行う。
9. (会費) 無料
10. (付則)
  - (1) 本規約に定める以外の事項については、可能な範囲で協議する。
  - (2) 本規約は平成24年12月1日から実施する。
  - (3) (改定) 平成29年12月1日